

規制区域のあり方について

■ 条例施行後の状況（平成20年度）

○バーベキュー (禁止区域：中止指導) 91件
(禁止区域外：自粛要請) 170件

○バイク等の乗り入れ (指導) 1,372件

○その他

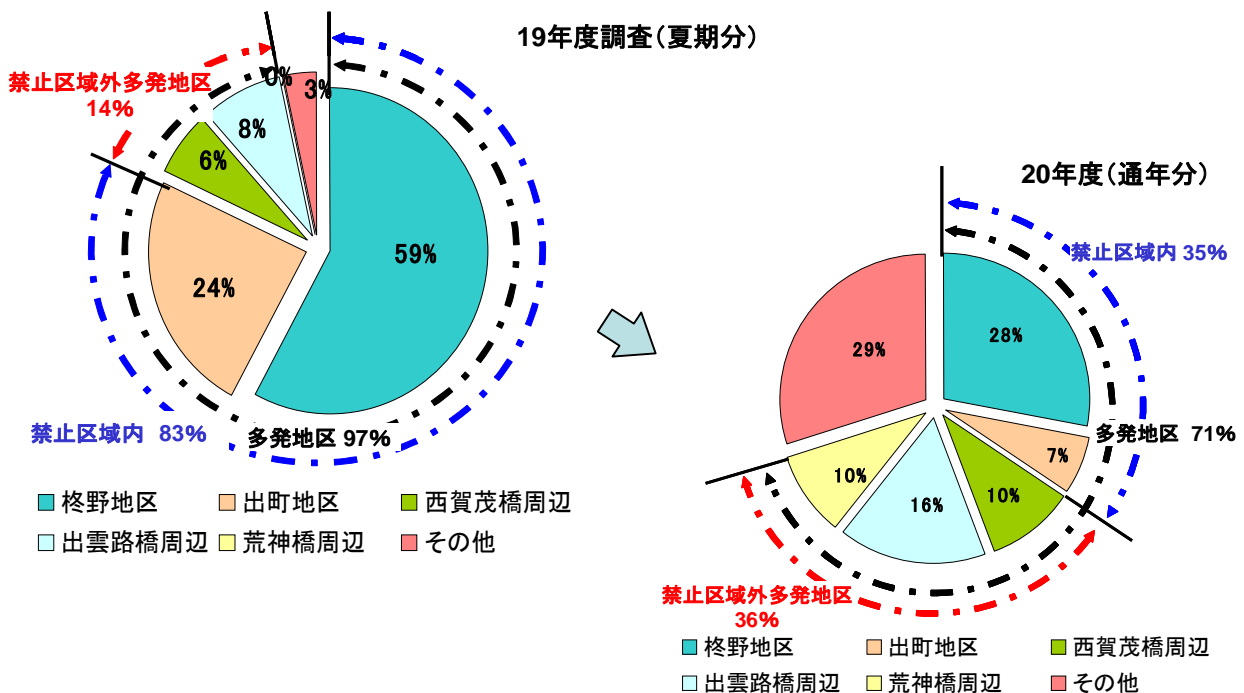
- ・ 巡視員による啓発・指導（夏期は休日・夜間も巡視）
- ・ 鴨川納涼床審査基準をうけ、京都納涼床協同組合と合同パトロール
- ・ 報道への資料提供、イベントでの啓発等を実施

■ バーベキュー等の禁止区域での課題

課題1 禁止区域外でのバーベキュー

○ 条例による禁止区域以外での行為が多く見られ、周辺住民や利用者等からは禁止区域外においても「バーベキューをやめるよう指導して欲しい」といった苦情が増加傾向にある。

鴨川におけるバーベキューの実態（地区別割合）



※多発地区：平成20年度におけるBBQ実施割合1～5位の場所

※禁止区域外多発地区：上記場所の中で現行条例上禁止区域となっていない場所

※禁止区域の光景

＜柘野地区＞

施行前



＜出町地区＞



施行後



※禁止区域外の光景(条例施行後)

＜西賀茂橋上流左岸＞



＜荒神橋上流右岸＞



課題2 都市公園条例との関係

○鴨川条例による「バーベキューの禁止区域」と、従来からある都市公園条例の「禁止行為」との関係が府民に理解されにくい。

	鴨川・高野川河川区域		
	公園区域外		公園区域
	条例規制対象外区域	条例による禁止区域	条例規制対象外区域
根拠法令	河川法	鴨川条例	都市公園条例
規制の対象	河川敷は原則自由使用	食品を焼く行為を禁止	直火によるものは禁止。 臭い等で周辺に迷惑を及ぼす場合は行政指導。
罰則	罰則なし	5万円以下の罰金 (中止命令に従わない場合)	1万円以下の過料 (実例なし)

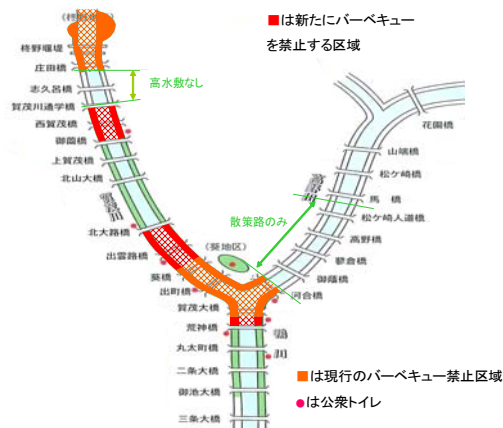
〈参考〉禁止区域を拡大する場合の検討案

[条例制定時におけるバーベキュー等の禁止区域設定の考え方]

- バーベキューの臭いや煙による生活環境の悪化を訴える周辺住民からの苦情が多い（受忍限度を超えている）。
- 一定範囲に密集して行われており、バーベキューが実施されることで、他の利用が妨げられる。

① 現状で条例制定時の考え方にあてはめた場合

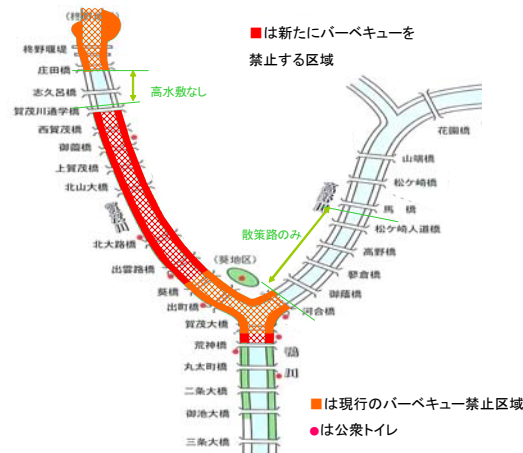
賀茂川通学橋～御菌橋、北大路橋～葵橋上流及び荒神橋上流を禁止区域に追加する。



- ・条例施行以後にBBQが多く実施(中止指導を求める苦情を含む)された箇所に限定して追加される。[規制強化は最小限度に。ただし区域の明確化のため橋間で追加]
- ・鴨川公園内に禁止区域とそれ以外の区域が併存することとなり、BBQ可否の曖昧さが残る。
- ・禁止区域外の場所(北大路橋下流等)に更にシフトすることが予想される。

- ② ①に加え、今後バーベキュー等が多発すると想定されるところについても対応した場合（当初の考え方を発展させる）

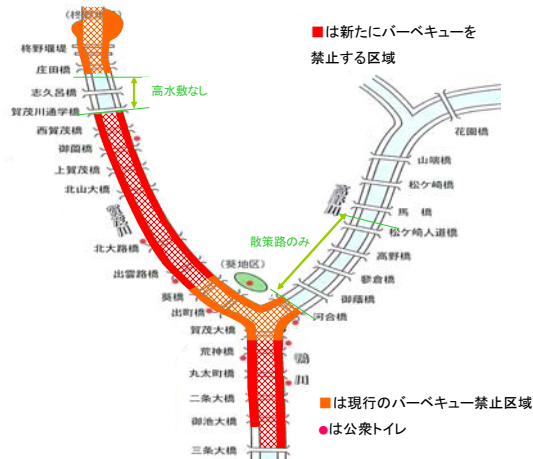
賀茂川通学橋～葵橋上流、荒神橋上流を禁止区域に追加する。



- ・①の追加区域に比べBBQの実施件数は比較的少ないが、①による区域拡大より更に実施件数がシフト(増加)することが予想される箇所についても追加される。
- ・連続して禁止区域を指定することにより、河川・公園利用者が、BBQ可否の認識をしやすい。
- ・BBQ禁止区域の拡大に対し、利用者から心理的反発が少なからず発生する可能性がある。

- ③ ①に加え、課題2についても対応した場合

賀茂川通学橋～葵橋上流、荒神橋上流～三条大橋を禁止区域に追加する。



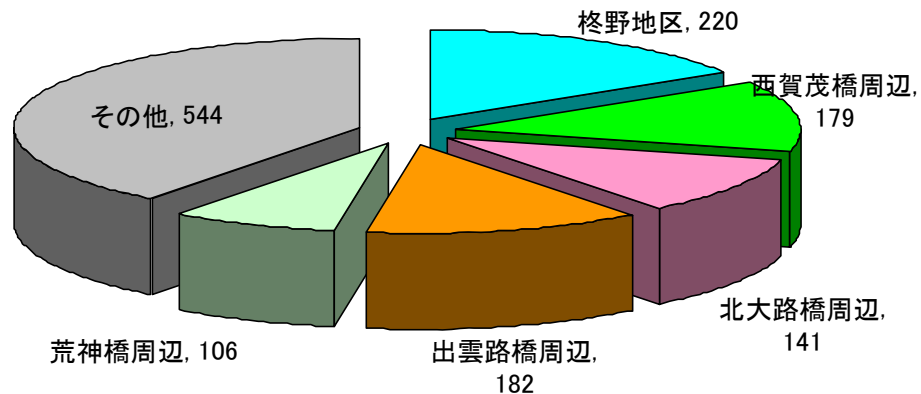
- ・①の追加区域に比べBBQの実施件数は比較的少ないが、①による区域拡大より更に実施件数がシフト(増加)することが予想される箇所についても追加される。
- ・都市公園区域と鴨川条例禁止区域とがラップ指定となることにより、河川・公園利用者が、BBQ行為の可否や禁止行為内容の認識が容易になる。
- ・BBQ禁止区域の拡大に対し、利用者から心理的反発が少なからず発生する可能性がある。

■バイク等乗り入れ禁止区域での課題

○河川敷にあるグラウンド利用者がバイク等の乗り入れ禁止に違反し、指導を受けるケースが多発している。また、施設利用者からは、駐輪場の整備を求める声が多数聞かれる

バイク等乗り入れ状況及び施設

地区別の車両(バイク含む)乗入確認数



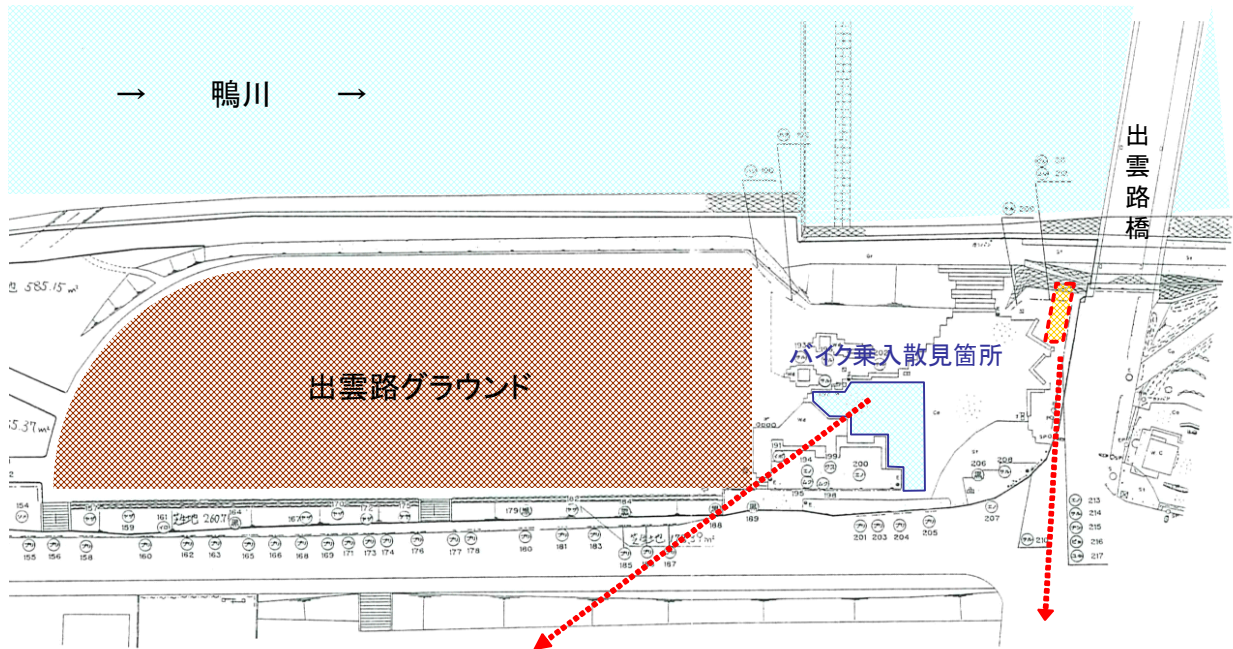
鴨川河川敷内の主な府民利用施設

場 所	設置施設	備 考	
柘野地区	右岸	四阿、砂防広場	
	左岸	有料グラウンド2面、自由広場	駐車場(2ヶ所)設置済み
西賀茂橋下流	左岸	自由広場2面、遊具	バイク乗り入れが散見される
北山大橋上流	右岸	テニスコート1面	賀茂大橋沿いにバイク駐輪あり
北大路橋下流	右岸	自由広場2面	
出雲路橋上流	右岸	有料グラウンド1面	バイク乗り入れ多数あり
荒神橋下流	右岸	自由広場	

〈参考〉駐輪場設置の可能性について

- 駐輪場（バイク、原動機付自転車）を設置する場合、鴨川条例における自動車等乗り入れ禁止 区域の見直しを行う必要がある。（設置箇所を禁止区域から除外する等）
- また、駐輪場を設置する場合、以下の条件を満たす必要がある
 - ・治水上問題がない
 - ・鴨川公園の区域内で利用者の多い施設（グラウンド等）が付近にあり、公共交通機関（鉄道等）でのアクセスが難しい。
 - ・施設利用者のみが使用するよう管理し、規模についても最小限のものとする。

駐輪場設置可能箇所例（上記の条件を満たす箇所）



グラウンド利用者等によるバイク乗入の状況

駐輪スペース設置想定

